



第407号

**公益社団法人
徳島県環境技術センター**

発行

徳島市津田海岸町 2-33

電話 (088) 636-1234(代)

FAX (088) 636-1122

発行責任者 大坂 利弘

編集者 原岡 艶甲

第 2 回 浄化槽管理士 特別認定講習会を開催

県環境技術センターは、1月15日(水)午前9時より徳島県立中央テクノスクールろうきんホールで「第2回浄化槽管理士特別認定講習会」を開催した。

この講習会は、浄化槽管理士特別認定制度（徳島県版指定採水員制度）において、一定の要件を満たした浄化槽管理士を対象に、11条検査の代行業務を行うことができる「特別認定」を受けるための知識や技能を修得する目的で開催したものであり、2回目の開催となる。

今回は2月中旬に県内全域への本格的導入を控えていることから、県下の保守点検事業所22社に所属する管理士64名が受講した。

まず開講に先立ち、県水・環境課の川端課長が、「標準契約制度や特別認定制度、そして既設の浄化槽にも一括契約制度を導入することで、県内浄化槽の適正な維持管理を推進していきたい。皆様方は特別に認定され、法定検査を代行するという大きな責任を負うが、それをメリットとして前向きに捉え、この制度を積極的に活用していただけるようご協力をお願いしたい。」と挨拶した。

当日の講習会では、県水・環境課から富永係長、センターから竹内検査部長、検査第三課西岡課長補佐、淵本検査員が講師として、浄化槽法や制度の概要、特別認定管理士の使命や業務内容の説明の他、測定機器の操作等の実演や検査記録と記入方法の実習を行った。

最後に考査を行い、合格者には、特別認定管理士の認定、その所属事業所は指定事業所として、2月7日に開催される制度審査委員会の審査を受ける。

受講者及び合格者は次のとおり

受講者数：64名（受講申込者68名）

合格者数：32名（合格率50%）



第2回 特別認定制度 審査委員会開催

県環境技術センターは、2月7日(金)午後1時30分より4階会議室において第2回徳島県浄化槽管理士特別認定制度審査委員会を開催した。

この委員会は、浄化槽管理士特別認定制度において、制度が公正かつ適正に実施されているかを厳正に審査する目的で設置された委員会である。

今回は2回目の開催であるが、県下全域を対象として制度の本格的な導入を控え、新たに申請された浄化槽管理士の認定と検査指定事業所の指定についての審査が行われた。

当日は委員7名が出席、まず、上月委員長（徳島大学院教授）の開会挨拶のあと、前回出席されなかった委員の紹介と挨拶があった。

また、県水・環境課の川端課長からは、「単独浄化槽の管理状況を把握し、検査受検率と保守点検業者の資質の向上を図るために本制度を導入したが、この審査会は業界の将来を左右する重要な役割がある。県としても適正な維持管理の推進に全力をあげるので、今後ともご協力いただきたい。」と挨拶した。

次に上月委員長が議長となり議事に入った。まず事務局担当者より要綱要領の一部変更について説明、その後、1月15日に開催した特別認定講習の結果報告を行った。

次に講習会を見事修了した31名（1名は認定申請保留）の管理士の認定と16事業所の検査指定事業所の指定についてそれぞれ審査を行い、満場一致で、31名の特別認定管理士の認定と指定事業所16社の指定が承認された。

続いて、那賀町と神山町で先行導入している制度の実施状況について報告を行った結果、委員から次のような提案が出された。

- ①有意な情報についての管理士へのフィードバック。
- ②優良な認定管理士への顕彰制度の創設。

最後に今後のスケジュールと次回委員会開催について説明し、散会した。



神山町きれいな水づくり 推進協議会を開催

1月24日(金)午前10時から、神山町きれいな水づくり推進協議会が、県環境技術センター4階会議室で開催され、井内会長他会員事業者、県水・環境課、徳島保健所、神山町役場担当者、センター会長など19名が出席した。

今回の議題は、①消費税率改正に伴う対応について②神山町協議会で11月より先行実施している認定管理士による一次検査の実施状況についてである。

井内会長の挨拶の後、議事を進行した。

まず議案1について、初めに事務局から、具体的な契約事例及び税率変更に伴う料金改定案を示し、会員事業者の承認を得た。

議案2については、認定管理士制度の担当である淵本検査員から、「一次検査の実施状況については、会員事業所の担当者の方は、この制度の趣旨や現場での実施方法等について十分に理解されており、現在のところ特に問題は出ていない。」と報告した。

全ての議事終了後、県水・環境課川端課長が、浄化槽維持管理一括契約普及事業について報告。「関係業者と検査機関の連携のもと、今後は、他町村に於いても一括契約を推進していく。市町村には、一括契約を広く周知するためオブザーバーとして参加協力を依頼する予定である。」と説明した。

会員事業者や市町村担当者からは、タイムスケジュールや要綱についての具体的な質問があり、積極的な意見交換がなされたが、課題はあるものの適正な維持管理を確保するためには最も有効な措置であるという認識で一致、事業の目的や方向性について賛同を得た。



消費税率引き上げ に関する説明会開催

環境技術センターは、1月16日(木)午後2時から、徳島税務署法人課税部門審理担当の加藤進一氏とセンター顧問税理士の大石真紀先生を招き「消費税率引き上げに関する説明会」を開催、会員事業所の事務担当者など約30名が参加した。

両氏からは、平成26年4月1日以降の消費税率5%から8%への引き上げに関し、制度の概要と経過措置、それぞれの注意点について説明があった。

また、説明会終了後は、質疑応答が行われ、大石先

那賀町浄化槽らくらく あんしん協議会を開催

那賀町浄化槽らくらくあんしん協議会は、1月29日(水)午後2時から、南部総合県民局において開催された。

会には森会長他会員事業者、県水・環境課、南部総合県民局、那賀町役場担当者、センター会長など18名が出席した。

森会長の挨拶の後、事務局から消費税率改正に伴う対応について事務局案を示し、会員事業者はこれを異議なく承認した。

その後、認定管理士制度について、担当者である淵本検査員から、「特にトラブルはなく、適切に一次検査が実施できている。今後も検査に関して何か問題があれば、すぐに対応させていただく。」と会員事業者に報告した。

議事終了後、県水・環境課川端課長が、浄化槽維持管理一括契約普及事業について説明した。

この事業は、平成22年度にここ那賀町での協議会を皮切りに始まり、平成24年度からは、新設浄化槽を対象として実施しているが、まだ、那賀・神山以外の既存浄化槽が残っている。このため、他市町村に於いても、協議会を順次設立し、関係業者と検査機関の連携のもと、県・市町村がオブザーバーとして積極的に後方支援を行い、一括契約を推進する計画であると伝えた。

会員事業者から、市町村の協力体制等について質問があり、意見交換がなされたが、出席者からは、『この事業に最初に取り組んだ町という大きな責任があるので、他の市町村のお手本となるよう実績を残したい』『他市町村での導入についても、この事業が「絵に描いた餅」にならないように積極的に協力したい』と、前向きな意見が出され、当該事業のより一層の推進と協力について合意した。

最後に田中副会長の提案により、次年度は那賀町協議会一括契約推進のため、各地域の催しでの啓発を検討することとした。



生から、具体的な例を挙げるなど、実務に即した解りやすい回答をしていただいた。



第3回

保守点検・清掃委員会開催

県環境技術センターは、1月21日(火)午後2時より、平成25年度第3回目の保守点検・清掃委員会を開催した。



中川委員長の挨拶のあと、委員長が議長となり議事を進めた。

第1号議案 保守点検及び清掃の記録票について

事務局は、事業所ごとの様式で発行している記録票の統一化について県と協議していることを報告、具体的な様式の案を提示した。

委員から、①チェック項目の簡素化②全事業者への徹底③切り替えのための猶予期間、などの課題について意見が出された。

て意見が出された。

業界の適正化とレベルアップを図るには改革が必要であるため、今後センターは、統一様式の内容について再度検討し、導入に向けて県と協議を進めることとなった。

第2号議案 維持管理標準契約書に関する経費負担について

施工理事より、施工業者の標準契約書にかかる手間代として、契約事業者に応分の負担をお願いしたい旨の提案があり委員会で審議した。

委員会では、現在、設置者が標準契約について十分に理解・認識していないなど、契約段階での説明不足を指摘する意見もあり、これらが徹底できるのであれば、前向きに検討することで一致した。

第3号議案 浄化槽管理士特別認定制度について

西岡課長補佐から、浄化槽管理士特別認定制度の今後のスケジュールと那賀町・神山町の実績について報告した。

第5回

浄化槽技術講習会開催

県環境技術センターは1月14日、徳島グランヴィリオホテルで第5回浄化槽技術講習会を開催した。

今回は、最終の第5回目となり、会員事業所から25名、行政担当者4名、非会員2名の計35名が参加した。



小川 浩 教授

まず、第1時限目は「水質項目の基礎知識と判断について」と題し、常葉大学 環境防災学部 小川 浩教授が、現場における処理機能の迅速な把握や、入手した水質データの評価の方法について分かり易く説明した。

2時限目は「ブロアの構造と修理のポイント」と題し、センター会員のメドー産業株式会社 大阪支店 鈴木博昭係長が、ブロアの構造・分解方法・取扱上の注意点について細部にわたり説明した。

参加者は、日頃の業務と重ね合わせながら熱心に受講し、講義終了後には、その分野の技術を習得したとする修了証が交付された。

これで今年度から導入した浄化槽技術講習会の全5回が終了したが、全5回ではのべ173名(会員127名、行政24名、非会員22名)の参加であり、当初予定していた参加者数より少ない結果となってしまったが、受講者からのアンケート結果からは、有意義な講習であったと比較的高評価をいただいた。

次年度の計画においても、アンケートの意見や要望、

講義内容ごとの出席者状況等を分析し、参加者の興味を引く講義内容を選定するなど、より多くの方に参加頂けるような講習を企画したい。



事務局だより

法定検査のお知らせ

次の日程で法定検査を実施します。

○11条検査

日程：平成26年3月3日～3月28日

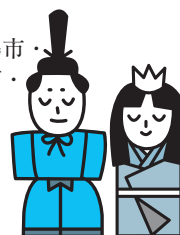
地区：徳島市・阿波市・吉野川市・三好市・美馬市・藍住町・北島町・石井町・神山町・つるぎ町・東みよし町



○7条検査

日程：平成26年3月3日～3月28日

地区：鳴門市・松茂町・板野町・小松島市・勝浦町・上勝町・阿南市・那賀町・美波町・牟岐町・海陽町



○那賀町検査(らくらくあんしん協議会)

日程：平成26年3月3日～3月14日

地区：那賀町全域

○神山町検査(神山町きれいな水づくり協議会)

日程：平成26年3月3日～3月14日

地区：神山町全域

～とくしま動物園 「クリスマスイベント」～

当センターは平成25年12月23日に、とくしま動物園にて「クリスマスイベント」を開催した。

当日は祝日であり、さらに天候にも恵まれ、多数の方が来園。大いに盛り上がった。

来園者の多くが親子連れという事もあり、親子で楽しく環境について学べるクイズラリーを企画した。

主な内容は、絶滅危惧種パネルクイズや、魚つりゲーム、徳島県の污水处理施設普及率などを題材にしたクイズなど。その他にもスーパーボールを使った迷路や、動物かるた、手づくりクリスマスカードの製作など各ブースは長蛇の列ができた。

毎回イベントで活躍している着ぐるみのカエルたちであるが、さらに今回はクイズのヒントを持っていたので大人気。いつも以上に子供たちに囲まれ大忙しの様子であった。

クイズラリーを全部完成させると、一足早いクリスマスプレゼントを進呈。子供たちは用意したおもちゃを満面の笑みで選んでいた。

また保護者の方などには、使用している污水处理施設の種類や、清掃・保守点検・法定検査の実施状況のアンケートに協力頂いた。

動物園という場所から、保護者の方も若い世代が多く、クイズの答えを確認していると、浄化槽を知らない方や、現在川を汚している一番の原因は「トイレから出る水」と解答された方も多かった。

県民の生活環境の保全を実現するために、これからも、イベントなどを通じて身近なところから地域住民に環境についての正しい情報を発信していきたい。



水 質 計 量 便 り

～日本版 WET～

化学物質と呼ばれるものは世界中に何千万種とあり、また年々数百種の新規物質が増え続けています。

さらに複数の化学物質が環境中で合成される場合もあり、これら化学物質が生態系や人への健康に及ぼす影響を把握し評価することは、ほとんど不可能でしょう。(ーー；)

そこで水質汚濁防止法などで規制される濃度規制よりも、生態系への影響を重視した新たな方法が環境省で検討されています。

この試みが、WET (Whole Effluent Toxicity) 全排水毒性と呼ばれる手法で、新たな排水管理手法として本格採用に向けた動きがあるようです。

この試験方法は、すでに米国など欧米を中心とした各国ではバイオアッセイを用いた排水試験として導入されています。

つまり日本で導入を検討しているものが、「日本版 WET」と呼ばれるもので、対象生物として、ムシカズキモやニセネコゼミジンコ、ゼブラフィッシュなどが検討されており、これらを直接排水に暴露する生物応答試験になります。

魚類試験では、受精卵を 1 カップ当たり 15 ～ 20 粒用意し合計 24 カップについて胚・仔魚の孵化・生存率を調べます。

藻類の試験ではムシカズキモを 3 日間排水に暴露し、増殖速度を観察します。

ミジンコ類の試験では 60 匹のニセネコゼミジンコを 8 日間で出産した子供の合計が排水により減少していないか確認します。

これらの結果はそれぞれの影響を無くすため必要な希釈倍率 (TU) により表します。

WET による規制の流れについては、TRE (毒性削減評価) TIE (毒性同定評価) といった仕組みになるようです。

極めて低い濃度で問題になる内分泌攪乱物質や様々な物質の複合的な影響、未規制物質などに対して WET は大変有効な手法になるのではないのでしょうか。今後も注目すべきですね。(*^。^*)

by koizumi

<鳴門支所閉鎖のお知らせ>

平成26年3月31日(月)をもって鳴門支所は閉鎖いたします。

なお、設置届出書等の申請書類は以下の支所にて受付致しますのでよろしくお願い致します。

- ・徳島支所 (徳島保健所内 3 F) 徳島市新蔵町 3 丁目 80
- ・小松島支所 (小松島県民サービスセンター内) 小松島市堀川町 1 - 27

<会員企業名称変更のお知らせ>

次の会員事業所の名称および代表者が変更となりました。

(旧) 有限会社 野々瀬清掃 → (新) 有限会社 アクア 代表取締役 林 泰弘